

# 福島県景観審議会委員の募集のお知らせ

福島県には、県土の景観形成に関する事項を調査審議するため、知事の附属機関として、福島県景観審議会（以下「審議会」という。）が設置されています。

県では、県民の皆様から幅広く御意見をお聞きし、県の行政に反映させるために、下記のとおり委員の一部を県民の皆様から募集させていただくことといたしました。

年齢や性別に関わりなく様々な分野から、景観に関心のある方の応募をお待ちしております。

## 1 募集人員

1名

## 2 任 期

委員に委嘱された日（令和8年3月）から2年間

## 3 応募資格

次のすべての要件に該当する方（ただし、国、地方公共団体の議員及び公務員を除く。）

- (1) 満18歳以上（令和7年4月1日現在）であること。
- (2) 景観形成（良好な景観を守り、創り、育てること）に関心があること。
- (3) 県内に在住、在勤又は在学していること。
- (4) 平日に開催される審議会に出席できること。
- (5) 地方公務員法第16条（欠格条項）各号のいずれにも該当しないこと。

## 4 応募方法

次の書類を下記の応募先まで郵送又は持参してください。

なお、提出された書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

- (1) 応募申込書（別紙様式による）
- (2) 履歴書（市販の履歴書を用い写真添付のこと）
- (3) 作文（意見・提言等800字以内、氏名記入、様式自由、パソコン使用可）

テーマ「福島らしい景観を守り育していくためには」

※なお、応募書類については返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

## 5 応募受付

令和8年2月3日（火）から令和8年2月20日（金）まで、次により応募書類を受

け付けます。

- (1) 郵送の場合は、令和8年2月20日の消印のあるものまで受け付けます。
- (2) 持参の場合は、土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで、応募先で受け付けます。

## 6 選考方法

- (1) 応募書類により選考を行い、必要に応じて面接を行う場合があります。
- (2) 面接を実施する場合には、別途、該当者本人あて通知します。なお、面接に要する旅費等の費用は、本人の負担となります。

## 7 選考結果の通知

選考結果は、令和8年3月上旬頃に、郵送等により応募者本人あて通知します。

## 8 その他

審議会に出席した場合、報酬（1日につき9,000円）と旅費（県旅費条例に定める額）が支給されます。

### 【応募・問い合わせ先】

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（県庁西庁舎10階）

福島県 生活環境部自然保護課

電話 024-521-7251

e-mail shizen@pref.fukushima.lg.jp

## 福島県景観審議会委員応募申込書

整理番号			
ふりがな 氏 名			
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日 ( 歳 )	性別	
住 所	(〒 ————— ) (電話番号 ————— ) (メールアドレス ————— )		
職 業			
連 絡 先 (勤務先等)	(〒 ————— ) (電話番号 ————— )		
応募の動機			
景観づくりに 関する活動歴	(景観づくりに関する活動歴がある場合は記入ください。)		
応募資格	「福島県景観審議会委員の募集のお知らせ」3 応募資格(5) の事項に該当しません。 (該当しない場合、○をつけてください。) はい		

(注) 1 太枠内に記入してください。

2 「生年月日」、「性別」、「職業」欄については、福島県景観審議会の委員構成として、幅広い年齢層・性別・分野から選任することに努めており、その参考としてご記入いただくものです。